

飼育動物診療業務の制限

獣医師法第17条

獣医師でなければ、飼育動物(牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫、鶏、うずら、その他獣医師が診療を行う必要があるものとして政令で定めるものに限る。)の診療を業務としてはならない。

政令で定めるもの(獣医師法施行令第2条)

- ・オウム科全種(セキセイインコ、オカメインコ等)
- ・カエデチヨウ科全種(文鳥、十姉妹等)
- ・アトリ科全種(カナリア等)

診療とは

飼育動物の疾病についての診療、診断、治療その他の獣医師の獣医学的判断及び技術をもってするのでなければ、飼育動物に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある一切の行為を意味する。

診療を業務とするとは

この診療行為を反復継続し、又は反復継続する意思をもって行うことを意味する。

診療行為に該当する例

- ・疾病の診断、治療
- ・指示書・処方せんの交付
- ・採血、注射、放射線照射、手術等
- ・鍼灸(飼育動物の疾病の診察、診断、治療を行う場合)
- ・飼育動物に危害を及ぼすおそれのある整体、マッサージ、
歯垢除去及び歯石除去

診療行為に該当しない例

- ・動物の保定
- ・健康相談、保健指導
- ・体温測定、脈拍測定、呼吸数測定、血圧測定
- ・血液や尿等の検体の検査及び検査結果の判定